

市民がつくるまち・とくしま

～協働の基本指針（改定版）～

平成26年2月

徳島市

<目 次>

はじめに	1
第1編 協働の基本指針	
第1章 協働の基本指針のその後	
1 推進の状況	2
2 今後の課題	2
第2章 協働の基本的な考え方	
1 協働の定義	3
2 協働の意義	3
第3章 協働の原則	
1 行政NPO等共通	5
2 行政	5
3 NPO等	6
第4章 協働の方法	
1 協働のかたち	7
2 協働の基本姿勢	7
第2編 とくしま協働制度	
第1章 とくしま協働制度	
1 目的	15
2 協働制度の内容	15
第2章 とくしま協働制度の流れ	
1 協働制度の手順	19
2 協働制度の概要図	21
参考資料	
○ 徳島市協働提案事業支援制度の応募・採択状況	25
○ 徳島市協働の基本指針及び制度策定のための市民会議設置要綱	26
○ 徳島市協働の基本指針及び制度策定のための市民会議委員名簿 (平成25年4月1日現在)	28

はじめに

近年の本市を取り巻く環境については、人口の減少、少子高齢化の急速な進行及び環境、エネルギー問題等をはじめとした社会的問題を背景として、市民ニーズは複雑・多様化しており、それに伴い、行政に求められるサービスも幅広くきめ細やかな対応が要求されております。

これまで公共サービスは、行政が担うべきものであるという考えのもと実施されてきましたが、NPO 等による活動の浸透や民間事業者による社会貢献活動等が、活発化してきたことにより、これまでの行政の役割が大きく見直され、市民・活動団体・事業者及び行政等の多様な異なる主体が連携することにより、「公共」を担っていくというあり方が広く求められるようになってきました。

本市においては、徳島市市民活力開発センターの設置や徳島市協働提案事業支援制度（平成18年度から平成23年度）の実施などにより、NPO との協働の契機づくりは概ね達成されました。

しかし、協働提案事業支援制度は、公募提案型補助事業であり、行政施策へ反映していくプロセスや、補助からの自立時期などの課題がありました。また、「協働の基本指針（平成14年度）」も策定から10年近く経過し、その間、協働を取り巻く社会的環境も大きく変化してきております。

国においては、新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン（平成23年12月内閣府）において、新しい公共の担い手として、「地域の諸課題の解決のための社会的活動について自発的、主体的に参加する市民、NPO、企業等であり、従来から公を支えてきた行政等の主体と共に公を支えていくものである。」と明記されています。

本市においても、第4次徳島市総合計画（平成25年度～平成27年度）の目指す目標として、「新たな公の担い手としての活動が期待されている、NPO との協働を拡大します。」と明記し、より市民活動の活性化に積極的に取り組んでいくこととしています。

このため、これらの成果や課題を踏まえ、次のステップとして、協働の基本指針の見直し及び、豊かな自然に恵まれた徳島を舞台として、このまちを市民の力でより良くしていくため、協働をしていくための制度の策定を行っていきます。

第1編 協働の基本指針

第1章 協働の基本指針のその後

1 推進の状況

本市では、平成14年度に策定した協働の基本指針を踏まえ、NPOに対する様々な支援を行うため、平成15年度に徳島市市民活力開発センターを設立しました。

また、NPOのほか協働のパートナーとなりうる企業・地域団体等の多様性に富んだ主体が増えたことを受け、誰もが住みやすい徳島市の実現を目指して、平成18年度に徳島市協働提案事業支援制度を創設し、協働を推進してきました。

(1) 徳島市市民活力開発センターの設立

本市では、市民活動団体の支援や、行政との協働事業を推進するための中間支援組織として、平成15年に設立しました。主な活動内容として、市民活動に関する情報提供やNPO法人設立時の運營業務相談をはじめ、会議室・機材の無料貸し出し等の支援を行っています。

(2) 徳島市協働提案事業支援制度の創設

本市とNPOとの協働事業創出を目的として、平成18年度に創設しました。

平成23年度までの6年間実施（平成21年度より2コース制に変更）し、計61事業の応募があり36事業を採択しました。

2 今後の課題

・平成15年3月に策定された協働の基本指針では、協働のパートナーをNPOに限定しており、協働を実施するにあたり、具体的な基本姿勢や手法・手順が分かりにくい状況がありました。また、制度的に定着しておらず、市民の関心が薄いほか、安定的・継続的な活動展開が図りにくい状況も見受けられました。

※用語説明 「第4次徳島市総合計画より抜粋」

・「NPO」

NPOとは、Non Profit Organizationの略。民間非営利団体（組織）のことで、民間企業のように利益の配分を目的とせず、社会的課題に対し、自らの手で、課題を解決しようとする団体のこと。

・「NPO法人」

NPO法人とは、NPOのうち特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したものを言う。

第2章 協働の基本的な考え方

1 協働の定義

(1) 一般的な協働

「協働」とは異なる主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせ活動することを言います。まだ、一般的な概念ではありませんが行政やNPO等の現場で、パートナーシップのあり方を表現する概念として少しずつ普及がすすんでいます。

また、異なる主体が地域社会の課題解決のため、対等の立場で、自主性・主体性を持ち、互いの特性を生かしながら目的意識を共有し相乗効果を上げることを目的としています。

(2) 徳島市の目指す協働

豊かな自然に恵まれたまちを舞台に、みんなでこのまちを良くするために、多様な主体と連携し、常に同じ目線、同じ方向を見ながら協働を進めていきます。

また、まちのコンパクトさゆえのまとまりを武器として協働事業を推進していきます。

2 協働の意義

市民活動は、行政では対応できない分野、あるいは、対応しにくい分野に対し、柔軟かつ迅速に対応できるなどの特性を生かし活動展開を行ってきました。本市では、このような市民活動が組織的な基盤を確立し、安定的、継続的に活動展開が図れるようサポートしていくとともに、行政のパートナーとして新たな公共の担い手となることを期待しています。

(1) 新たな公共サービスの担い手

まちづくりに主体的に関わっていくことにより、地域協議会などの活動も活発になり、NPO、市民活動団体、ボランティアグループをはじめ様々な組織が数多く誕生し、新たな公共サービスの担い手として成長していくことができます。

(2) 公共サービスの質の向上

これまでの公共サービスの提供方法が、より市民ニーズに即したものとなり、それに伴い公共サービスの質や効率性が増します。

(3) 市民ニーズへのきめ細かな対応

これまでの行政事業だけでは把握が困難であった市民ニーズや新たな地域課題の発見ができ、そこに必要な公共サービスの創出や課題解決をよりきめ細やかに行うことができます。

(4) 自立型社会の実現

市民がまちづくりの主体としての自覚を持ち、また、一人ひとりが地域に関心を持つことにより自治意識や主体的な地域課題解決能力を高めることができます。

また、多くの市民が地域課題解決に携わり、自らの選択と責任において地域づくり、まちづくりを進めることにより「自立型社会」を実現していくことができます。

(5) 幸福度の向上

協働を通じてまちづくりに主体的に関わることにより使命感や喜び、満足を感じ市民意識が向上します。さらに、NPO 活動や協働の発展によって、市民の社会貢献や自己実現・自己表現の機会も増え、幸福度も向上します。

第3章 協働の原則

「協働」とは、行政とNPO等が、まちづくりの手段として、対等な立場で、互いの特性を出し合い協力し、取り組むことにより相乗効果を生むことであります。また、その目的としては、行政だけでも、NPO等だけでも実現不可能なよりよいまちづくりを実現していくことにあります。

1 行政・NPO等共通

- ・ 目的意識を共有する
どのような目的で協働しているかという意識を共有します。
- ・ 共通の目標に向かう
共通の目標を相互に理解することが重要であります。また、目標を達成するために努力します。
- ・ 対等の立場で互いの特性を生かす
互いの立場に違いがあることを認識した上で、対等な立場で協働を進めます。また、それぞれの特性を生かし、足りない部分を補完しあいます。
- ・ 異なる主体が自主性・主体性を持つ
相互の自主性・主体性を尊重し協働を進めます。

2 行政

- ・ 組織横断的な対応
一つの協働を行う際にも複数の部署に関係する課題も多くあるため、組織横断的な課題についても対応できるように、行政の組織間での繋がりや連絡調整を密にしていきます。
- ・ 協働への正しい理解
NPO等との協働を行うことは地域サービスの向上につながることはもとより、NPO等の成長にもつながっていることを認識していきます。
- ・ NPO等への配慮
NPO等の立場として、事業主体として活動している団体もあれば、ボランティア団体として無報酬での活動を基本としている団体等もあることを認識し、各団体の特徴や方針について十分な理解と配慮をしたうえで協働を行います。
また、全てのNPO等が行政と関わりを持っているのではないことにも配慮していきます。

3 NPO等

- ・ 公的資金活用の自覚と責任

行政との協働に際し、公の資金を使うことの自覚を持つとともに、市民に対する説明責任も有します。

- ・ 守秘義務

行政との協働に際し知り得た個人情報等の秘匿すべき情報については、守秘義務が存在します。

第4章 協働の方法

1 協働のかたち

協働事業を行う手段として、下記の5つの基本的なかたちがあります。

- (1) 委託 行政が行うべき分野の事業を行政にはない優れた特性を持つNPO等に契約をもって委ねる。また、事業についての責任や成果については、委託者である行政に帰属する。
- (2) 補助 NPO等が主体となつて行う活動に対し、その活動費の一部を補助金・助成金として行政側が支出すること。この場合、行政側は過度の干渉はしないようする。また、原則として、実施責任や成果は、補助を受けた側（NPO等）に帰属する。
- (3) 事業共催 基本的には、NPO等が主体的に行う事業に、行政が企画や資金面で参加し、共同で事業を実施するもの。事業の実施責任や成果は、構成しているそれぞれの主体が共有する。
- (4) 後援 NPO等が主体的に行う事業に対して、行政が後援名義の使用を認めることにより、事業の信頼性を高め、あるいは集客性を高めるため名義を提供する。
- (5) 事業協力 行政、NPO等が目標や役割分担を取り決め、一定期間、対等で安定した関係のもと事業を協力して実施すること。

2 協働の基本姿勢

協働を進める上での企画・立案、実施、評価・改善の各段階における基本姿勢や方法、また、その際に期待される効果についてまとめます。

(1) 企画・立案

行政、NPO等は互いの専門性を最大限に生かすことができるようにするため、企画・立案段階から情報交換、意見交換を行える協働に努めていきます。

① 情報交換・意見交換

○基本姿勢

(行政・NPO等共通)

- ・互いの立場を尊重し、共通認識や双方の接点を持つ努力を行い、積極的な情報発信に努めていきます。

(行政)

- ・ NPO 等との継続的な意見交換、情報交換、あるいは組織横断的な対応が必要となります。
- ・ 手続書類の簡素化に努めるとともに、公平さを失わないようにします。

(NPO等)

- ・ 課題解決のための建設的な意見交換・提言を行います。また、中間支援組織等による、各分野の NPO 等への支援も必要となります。

○方法・手順

(方法)

- ・ 行政と NPO 等の関係者による初期段階での取組みを図るため、協働のテーブルづくりとして交流会、ワークショップあるいは、情報交流サイトを運用します。

(手順)

- ・ 行政と NPO 等は立場の違いを認識しながら、地域課題や市民ニーズの把握に向けて十分な協議をしていきます。

○期待される効果

- ・ 情報の共有化により、相互理解の促進を図ることができます。
- ・ 双方の共通点や相違点が明確になり、また、認識が深まることにより、その結果協働への意識の醸成ができます。
- ・ 効果的な協働事業の企画、立案の出発点を認識することができます。また、現場からの問題提起や提案も受けることができます。

② 施策・事業の企画

○基本姿勢

(行政・NPO等共通)

- ・ 互いの立場を尊重しながら双方の良さ、得意分野を生かします。また、企画提案の有効性について合理的な判断に努めます。
- ・ 目的とプロセスを早期に共有します。
- ・ NPO 等の提案に対する知的所有権の保護に努め、またアイデアのみの利用を慎みます。
- ・ 審議会等については原則公開、傍聴可を基本とします。

(行政)

- ・ 参考資料や情報を積極的に提供し可能な意見の事業への反映を積極的に行います。また、事業が必要とされる地域の実情、現場を十分に理解していきます。

- ・NPO等の発言や提案について、まずは意見を詳しく聞き取りした上で、提案に対する考え方、意見反映の状況を丁寧に回答していきます。

(NPO等)

- ・常に個人情報等の守秘義務があることを認識します。また、行政への提案にあたっては、会員やボランティア等から意見を聞く機会を作ります。
- ・市民全体を代表しているのではないことを認識し、自らの提案力を高める努力も行います。

○方法・手順

(方法)

- ・NPO等からの意見聴取や審議会、協議会への委員招集を行います。また、プロジェクトチームやワークショップも活用していきます。

(手順)

- ・行政側がテーマを設定し、NPO等からの提案を公募します。また、協議の場を設定するなど提案を受けるための工夫も行っていきます。
- ・NPO等からの提案は随時受けることができる体制をつくっていきます。

○期待される効果

- ・行政側が認識していなかった新しい課題やニーズの発見が期待できます。また、新しいニーズを把握することで、事業の組み替えや新しい公的サービスの創出ができます。
- ・行政組織や行政分野の区分を超えた提案、意見が出てくる可能性があります。また、NPO等の持つ専門的な知識、技術に基づく提案や意見も出てくるのが期待できます。

(2) 実施

NPO等の多様な主体との連携による「公共」が広く求められるようになってきた中で様々な協働手法により協働を進めていくことが必要となっています。

また、実施段階での協働の手法として「委託」、「補助」、「事業共催」、「後援」「事業協力」があります。

① 委託

○基本姿勢

(行政・NPO等共通)

- ・財源が税金等の公的資金であることへの認識が重要となります。
- ・双方の長所が生かされるよう、十分な協議・調整を行います。

(行政)

- ・ NPO 等を対等なパートナーと位置づけることが重要となります。その認識のうえで、多くの NPO 等へ機会を提供していきます。
- ・ 双方の合意内容に基づく契約であることが重要となります。また、企画競争を行う場合、提案内容と最終成果の整合性にも留意していきます。
- ・ 委託事業の実施過程では、チェックや指示を最小限にとどめていきます。
- ・ NPO 等の人件費の必要性を十分に認識し、適切な委託料の算定をする必要があります。

(NPO等)

- ・ 事業完了時の成果報告書の提出や完了検査等の必要があります。また、公的資金を使う責任を自覚し、事業実施の透明性、効率性、有効性の向上に努めていきます。

○方法・手順

(方法)

- ・ 事業実施可能な NPO 等が複数ある場合は、競争入札(一般・指名)や随意契約(企画コンペ、プロポーザル等)等で決定します。
また、事業実施主体は委託元の行政側にあります。
- ・ 事業を契約すれば契約履行義務が生じ、契約不履行の場合は損害賠償も発生します。

(手順)

- ・ 入札等により、NPO 等側及び行政側双方が契約内容及び仕様書を確認の上契約を締結し、仕様書に基づき、事業を業務として行うこととなります。

○期待される効果

- ・ NPO 等の持つ専門的な知識、技術を生かした事業結果が期待できます。また、それによって、サービス内容の充実、拡大、結果的なコスト削減につながる場合があります。
- ・ NPO 等の事業展開の機会が増えることも期待できます。

② 補助

○基本姿勢

(行政・NPO等共通)

- ・ 補助金財源が、税金等の公的資金であることへの認識が重要となります。

(行政)

- ・NPO 等が自主的に行う事業であることを留意しておくことが重要となります。
- ・補助制度をより多くの NPO 等に周知するため、十分な広報に努めていくこととなります。また、補助を受ける団体の固定化や過剰な関与による NPO 等の自立性・自主性の侵害にも十分配慮します。

(NPO等)

- ・公的資金を使う責任を自覚し、事業実施の透明性、効率性、有効性向上に努めていきます。
- ・事業完了後は、報告書等完了手続きの遅滞のない実施に心掛けていきます。
- ・補助金の他への流用には交付決定の取消しや、補助金返還もありうることを理解することが重要となります。

○方法・手順

(方法)

- ・NPO 等は補助金の交付目的に従って事業を行う義務があり、結果は NPO 等に帰属します。
- ・行政が補助要綱を定め公表することとなります。

(手順)

- ・NPO 等の自主性、自立性と NPO 等間の公正性確保のため、補助期間、回数の制限を設けるよう努めていくこととなります。
- ・行政は、事業の継続性を担保する仕組みや NPO 等の活動に即したスケジュールと補助金の交付方法を確立することとなります。また、公募による交付先決定と公開審査の実施に努めていきます。

○期待される効果

- ・経費の一部を公の資金でまかなうことで、NPO 等の専門的な知識、技術を生かしたサービス提供が可能となります。

③ 事業共催

○基本姿勢

(行政・NPO等共通)

- ・双方が得意分野を担当し、事業効果を高めるよう努めます。また、その際、経費や人の面で役割分担が偏ったり、相手に依存的にならないよう留意します。

(行政)

- ・手続きの簡略化に努めます。

(NPO等)

- ・専門性を生かしつつ、マネジメントでも信頼されるよう努めます。

○方法・手順

(方法)

- ・双方が企画、運営、実施における役割分担に応じた責任を負うことを自覚することが重要となります。

(手順)

- ・それぞれが主催者として事業の企画、運営、実施にあたり、十分な協議の上、役割分担、費用負担、責任の所在を明確にしていきます。

また、双方が特に貢献できる部分を協議の中で明確にすることが重要となります。

○期待される効果

- ・双方の特性、人的ネットワークが相互に活用できます。また、得意分野を生かすことで効果的な実施が期待できます。

④ 後援

○基本姿勢

(行政・NPO等共通)

- ・事業の趣旨や目的の公益性について、行政が適切な判断ができるよう十分に協議を行います。

(行政)

- ・手続きの簡略化に努めていきます。

(NPO等)

- ・責任を持って事業を遂行していきます。

○方法・手順

(方法)

- ・行政が趣旨、目的に賛同し、開催を後押しするため広報等に後援名義を認めます。なお、その際主催者に実施責任があります。

(手順)

- ・申請書には、後援を受けたい趣旨や行事内容が分かる資料を添付し担当部署へ提出、担当部署は申請内容を審査し、承認、不承認をNPO等に通知します。

○期待される効果

- ・双方の協力関係が推進できます。

⑤ 事業協力

○基本姿勢

(行政・NPO等共通)

- ・双方が公の資金がなくても事業協力することにより、効果的な事業展開が可能な場合があることを認識し、意見交換、情報交換を通じて可能性を探っていきます。

(行政)

- ・個人情報などを慎重に取り扱います。

(NPO等)

- ・事業協力の過程で知り得た個人情報などの守秘義務を果たします。

○方法・手順

(方法)

- ・どちらか一方が主導的に実施する事業について、他方が補完的に協力する場合や、双方が対等の立場で共同実施する場合があります。

(手順)

- ・事業によっては、企画段階から協議し目的、費用負担、責任を明確にします。また、その際、必要に応じて協定書を締結することが重要となります。

○期待される効果

- ・NPO等の専門的な知識、技術を生かすことができ、課題を共有しながら、双方の特性や得意分野を生かすことで、効果的な事業実施ができることにより、双方の協力関係も促進できます。

(3) 評価・改善

行政、NPO等の双方が協働事業（企画・立案の段階から事業実施）の実施結果を評価していくことは、今後の改善にもつながり、事業の透明性を確保していく上でも必要であります。

○基本姿勢

(行政・NPO等共通)

- ・事業の透明性を高め、これからの協働を効果的に推進するため、実施結果の評価を行い、公表することを習慣化します。その際、適切な評価の方法や視点を工夫し、過度の負担にならないよう配慮します。

○方法・手順

(方法)

- ・双方で目的、目標の達成状況、役割や責任分担の妥当性、協働方法の適切性などを評価し、課題や今後の改善策を協議していきます。
- ・協働事業に取り組んだ行政、NPO等双方が評価することを基本とし、方法のチェックリストを作成することが重要となります。

○期待される効果

- ・双方の協力関係の透明性を確保できます。また、事業改善に向けた意欲の向上も期待できます。
- ・結果の公表により市民への説明責任を果たすことにより、NPO等の認知度や信頼性の向上が期待できます。

第2編 とくしま協働制度

第1章 とくしま協働制度

1 目的

これまで実施してきたNPO等との契機づくりから、行政と市民との協働のレベルアップを目指して、平成18年度より6年間実施してきた協働提案事業支援制度の課題の検証を踏まえた新たな協働の仕組みを構築します。

2 協働制度の内容

(1) 積極的な参画を促す環境づくり

① 協働する団体の拡大

・行政との協働の相手先として、NPOだけではなく、企業・学校・地域団体等においても協働できる仕組みを整えます。

② 協働相談窓口の明確化

・本市の協働事業に関する相談の総合窓口を明確にし、本市及び協働を希望する団体との情報交換、協働事業担当課と協働を提案する団体とのマッチング（相談・紹介）を積極的に行います。

③ 行政の協働体制の充実

・協働推進員制度について、より実効性のあるよう見直しを図り、職員がより積極的に協働事業に取り組める環境を整えます。

・職員も市民の一人として、職場を離れたところで地域活動に参加するなど、協働の意識の醸成に努めます。

・協働窓口担当課は、庁内の事業情報や協働を希望するニーズを調査し、新設する情報交流サイトに対し、より協働に関する情報提供に努めます。

・協働事業については、庁内の新規事業ヒアリングや予算ヒアリング等の機会を捉え、「市民とのパートナーシップの更なる推進」の重要なポイントとして考慮していきます。

④ 中間支援活動の推進

・中間支援組織に求められる役割や機能について、特に行政との連携や各団体における協働活動の情報発信を強化し、NPO等への支援活動についてより一層の充実を図ります。

・中間支援組織は、新設される情報共有サイトを活用するにあたり、NPO等の情報収集に努めます。

⑤ 協働事業の透明性の向上

- ・協働窓口担当課は、協働により実施された事業について、第三者による委員会を設置し、活動団体から提出された実績報告に対し評価を行い、事業の成果や課題を明らかにします。また、評価内容については、公表します。

(2) 新たな協働を生み出す制度の創設

① 新たな情報交流制度

- ・情報交流サイトの新設

徳島市ホームページ及び中間支援組織である徳島市市民活力開発センターホームページをリンク（接続）して「協働」の情報サイトを新設し、情報を共有できる環境を整備します。

行政側と中間支援組織側それぞれから情報を掲載し、協働を検討する上で参考となる情報提供を行います。

- ◆ 徳島市が実施している主な事業
- ◆ 徳島市が協働を希望している事業
- ◆ NPO 等が事業展開している事業内容
- ◆ NPO 等が得意としている分野又は今後協働したい分野

- ・情報交流の場の新設

協働窓口担当課及び中間支援組織において、行政と協働を希望する団体との情報交流の場を設け、情報交換を行います。

② 新たな協働・連携制度

- ・段階的な仕組み

支援制度については、自由提案コース（各団体からの提案事業）及び行政企画コース（徳島市からの協働テーマによる提案事業）の2コースを設定します。

また、以前の協働提案事業のステップアップ及び事業の継続性を考慮し、同一事業に対する提出期間については3年間を限度とし、以後については、協働事業担当課と協議の上、市の協働委託事業として継続していくか、あるいは団体としての単独事業として継続していくかどうかを判断する段階的な制度とします。

- ・手続きの流れ

各団体は、協働事業担当課に対して事業を実施する前年度に事業計画を提出し、学識経験者、協働窓口担当課、協働事業担当課、公認会計士等をメンバーとする選定委員会において事業認定を行います。

初年度は、事業の認定のみであり、予算措置が出来次第、事業の初年度となる翌年度当初において交付申請手続きを行い、事業を実施するものとします。

交付申請手続きは、年度毎に行うこととします。

また、事業評価については、事業年度の終了後（年度毎）に選定委員会の委員を含めた評価委員会において行うものとしします。

なお、交付申請については、提出書類の簡素化に努めます。

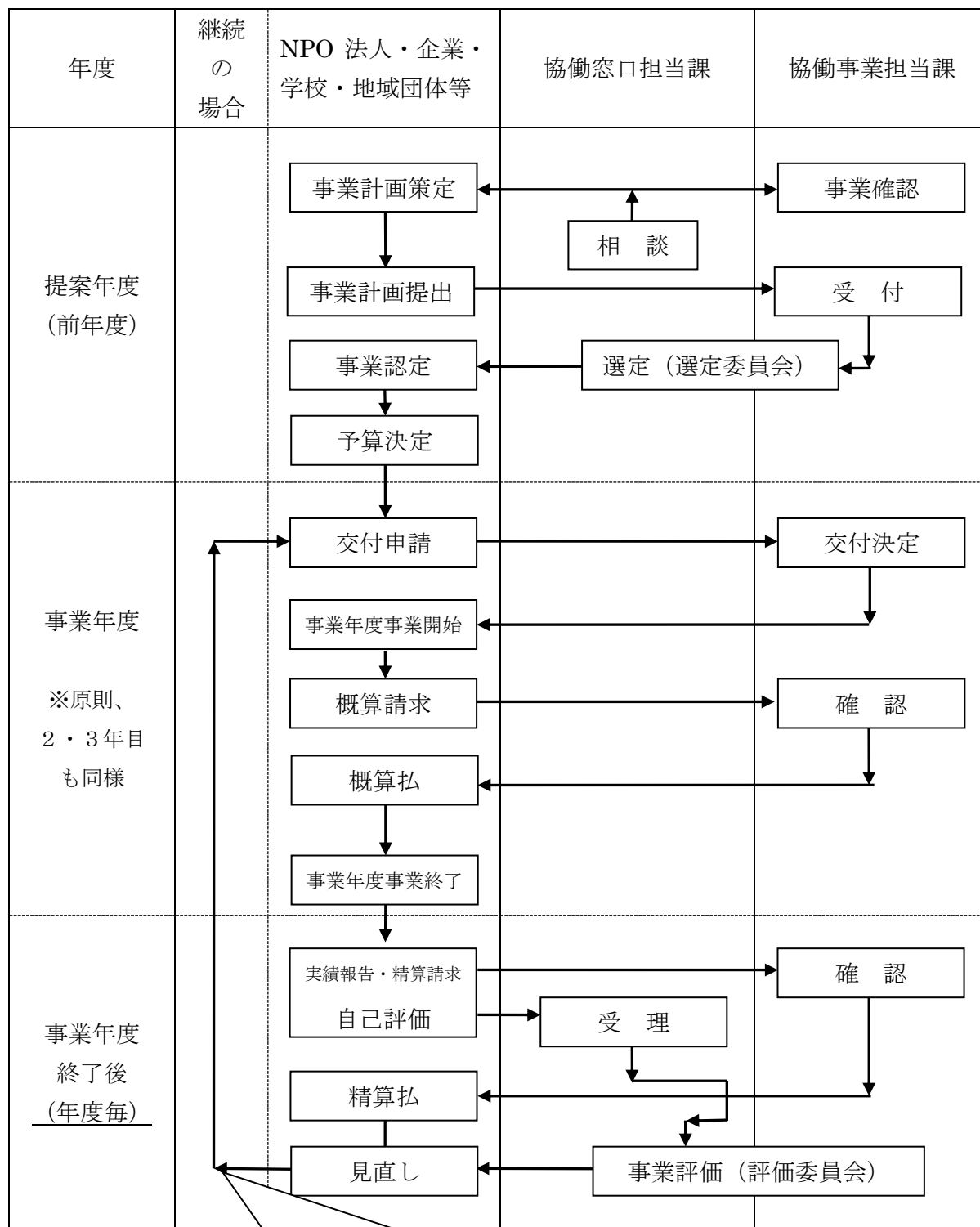
- ・事業計画の提出期間

事業を実施する年度の前年度の7月末までとします。

③ 協働制度の改定

当該協働制度は、必要に応じて見直しを行います。

1 事業における協働支援制度の流れ



※継続する場合は、年度毎に交付申請を行う。

※支援終了後

協働事業 (委託事業)

単独事業 (支援なし)

第2章 とくしま協働制度の流れ

とくしま協働制度については、第1編第4章の2 協働の基本姿勢に基づき、次のとおり実施します。

1 協働制度の手順

(1) 企画・立案

① 情報提供・収集

情報交流サイトにおいて、行政側からの情報及び中間支援組織が収集した NPO 等の活動情報を提供する。また、行政又は NPO 等のそれぞれが必要な情報を抽出し、協働事業検討の参考とする。

また、情報交流会等により、行政及び NPO 等の情報交換を行う。

② 紹介・相談

収集した情報を参考に、行政又は NPO 等のそれぞれが、中間支援組織や協働窓口担当課と相談しながら今後協働したい事業を検討する。

③ 協働事業の企画・立案

収集した情報や情報交換、情報交流会等により、協働提案者は「自由提案コース」又は「行政企画コース」に基づいた協働事業の企画・立案を行う。

(2) 実施

① 協働事業計画書の提出

NPO 等の協働提案者から協働事業担当課に対し、事業を実施する年度の前年度の7月末までに協働事業計画書を提出する。

② 協働事業の選定

協働事業選定委員会において、書面審査やヒアリング等により協働事業を選定し、認定を行う。

③ 協働事業の実施

認定を受けた協働事業については、認定を受けた翌年度から事業を開始する。

④ 協働事業支援制度の手続き

協働事業の認定を受けた NPO 等の協働提案者は、認定を受けた翌年度の当初に補助金の交付申請を行う。

また、年度毎に協働事業担当課に対して、協働事業の交付申請書及び実績報告書を提出する。

(3) 評価・改善

① 事業評価

NPO 等の協働提案者は、協働事業実績報告書と同時に自己評価報告書を協働窓口担当課へ提出する。その後、協働事業評価委員会において、協働事業の事業評価を行い、翌年度の事業実施に反映させる。

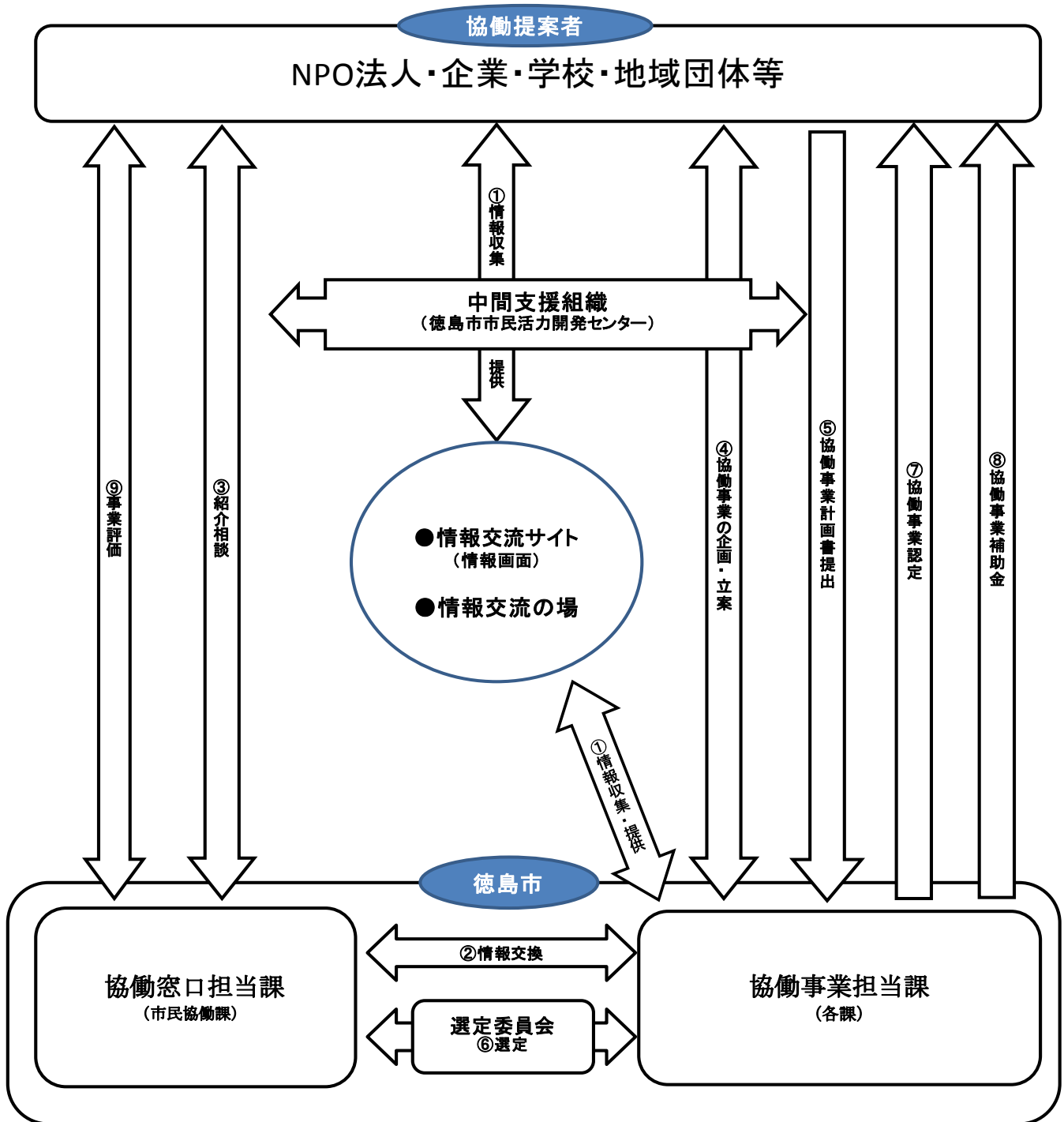
② 継続方法の選択

事業認定を受けた協働事業については、事業最終年度（最長3年）において、協働事業担当課と協議し、今後市の協働委託事業として継続していくか、あるいは団体として単独事業として継続するかどうかを判断するものとする。

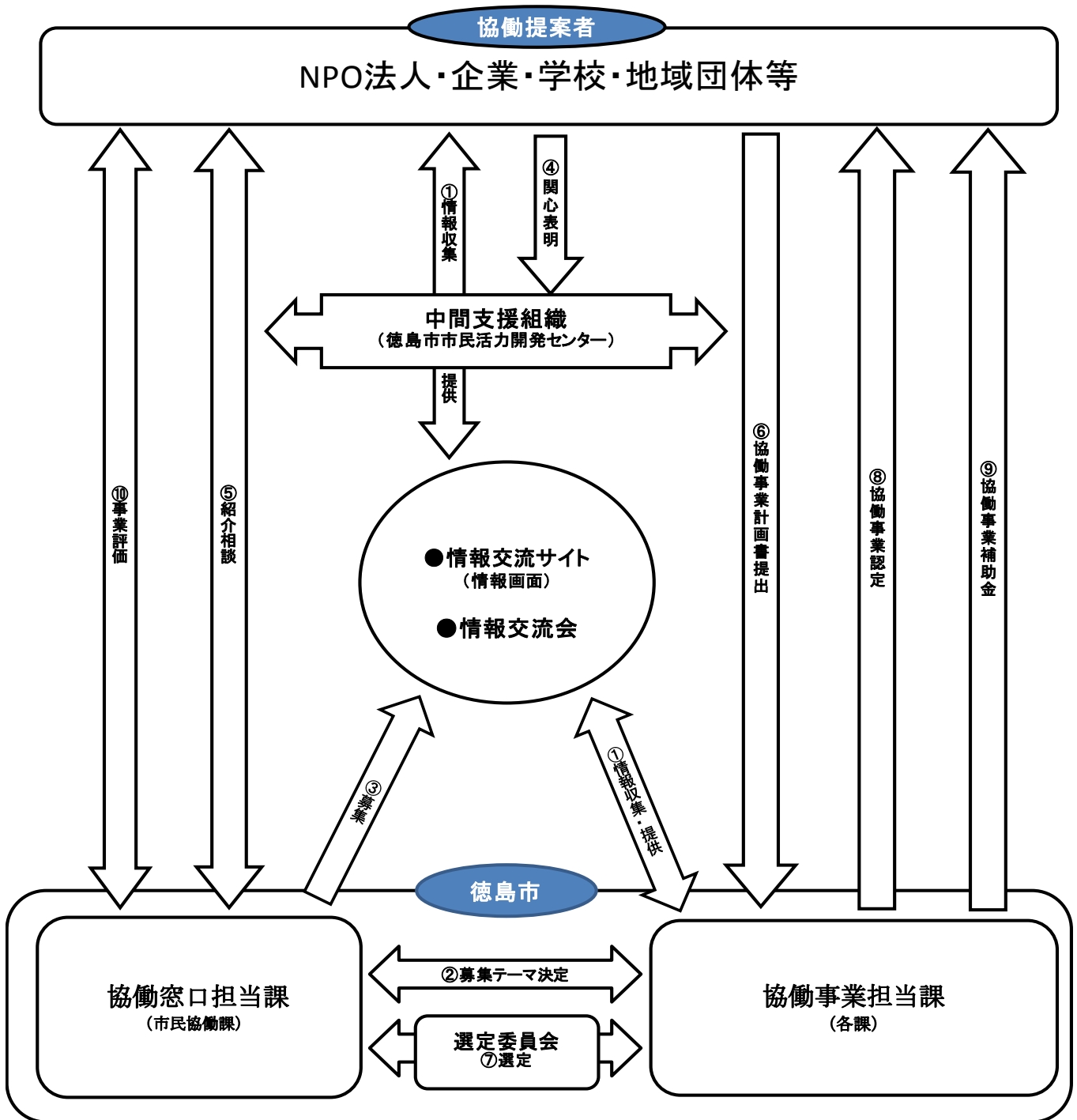
2 協働制度の概要図

協働提案者・徳島市は、情報交流サイトで得た情報や相互交流を基に協働に取り組んでいくこととなります。

<自由提案コース>



<行政企画コース>



参 考 資 料

- 1 徳島市協働提案事業支援制度の応募・採択状況
- 2 徳島市協働の基本指針及び制度策定のための市民会議設置要綱
- 3 徳島市協働の基本指針及び制度策定のための市民会議委員名簿

徳島市協働提案事業支援制度(平成18年度～23年度実施) 応募・採択状況

実施年度	応募数	採択数	採択事業の内容及び協働関係課
平成18年度	11	4	家具転倒防止(危機管理課) ひょうたん島景観調査(都市政策課) 介護予防脳トレ(介護・ながいき課) 駅前バリアフリー(都市政策課)
平成19年度	8	4	障害者とスポーツ交流(保健福祉政策課・スポーツ振興課) 万代町埠頭活性化イベント(企画政策課) 家具転倒防止(危機管理課) ひょうたん島景観調査(都市政策課)
平成20年度	5	3	子ども向けエコ教室(環境保全課) LEDアート(経済政策課) 家具転倒防止(危機管理課・消防局予防課・市民協働課)
平成21年度	(チャレンジ) 10	5	DV撲滅啓発(女性センター) 高齢者向け講演会(女性センター) 家庭でのエコ(環境保全課) 防火紙芝居(消防局予防課) 運動と食育(保健センター)
	(推進) 7	5	家庭内事故防止(危機管理課・消防局予防課・市民協働課) 障害者と高校生の交流(都市政策課・社会教育課) LEDアート(経済政策課) 水辺の夢絵画コンテスト(企画政策課) EM活用で水質改善(公園緑地課)
平成22年度	(チャレンジ) 3	2	子ども向け食育劇(保健福祉総務課) 絵画で国際交流(総務課)
	(推進) 7	6	子育て講演会(子育て支援課・保育課・学校教育課) 障害者と高校生の交流(都市政策課・社会教育課) 市民遺産の活用(文化振興課) 水辺の夢絵画コンテスト(企画政策課) EM活用で水質改善(公園緑地課) 食育地産地消サイト(農林水産課)
平成23年度	(チャレンジ) 4	3	障害者と中学生のジョイントコンサート(学校教育課) 自殺者遺族のメンタルケア(保健福祉政策課) 上手な孫育て(市民協働課)
	(推進) 7	4	市民遺産の活用(文化振興課) EM活用で水質改善(公園緑地課) 体験型食育(農林水産課) 障害者と高校生の交流(社会教育課)
計	62	36	

※平成21年度より2コース制に変更

※関係課名等が名称変更となっているものは、平成25年4月1日現在の部署名で表記

徳島市協働の基本指針及び制度策定のための市民会議設置要綱

(設置)

第1条 行政とNPO・企業・学校・地域団体など、多様な主体が連携して地域課題の解決にあたる「協働によるまちづくり」の実現に向けて、徳島市における協働の基本ルールについて、市民と行政が共に知恵を出し合い、対等な立場で協力して策定するために、徳島市協働の基本指針及び制度策定のための市民会議(以下「市民会議」とする。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次の各号に掲げる事項について検討を行い、市長に報告するものとする。

- (1) 徳島市の協働の基本指針に関すること
- (2) 徳島市の協働を推進するための仕組みや制度に関すること
- (3) 前号のほか、市民との協働に関し市民会議で検討すべきとした事項

2 市は前項の検討結果について市民に公表し、施策に反映するよう努めなければならない。

(構成)

第3条 市民会議は、市民委員12名以内と本市行政職員8名以内(以下「委員」とする。)で構成する。なお、円滑な議論を促進し、市民会議の設置主旨を効率的に達するため、委員とは別に進行役を置くことができる。

2 市民委員は、市民協働に関し知識経験を有する者、公募市民等の中から市長が委嘱する。

3 行政職員は、別表1の課において各所属長が選任する。

4 進行役は、必要な知識を有する者の中から市が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、市民会議を総括する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は会長が招集し、会議の議長となる。

2 市民会議は原則として公開とする。

3 会長は、議事の進行上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、市民環境部市民協働課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会議で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年8月13日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する市長への提言を行った日限りでその効力を失う。

別表1

企画政策局	企画政策課
総務部	行財政経営課
財政部	財政課
市民環境部	環境保全課
市民環境部	文化振興課
保健福祉部	保健福祉政策課
都市整備部	公園緑地課
危機管理監	危機管理課

**徳島市協働の基本指針及び制度策定のための市民会議
会議構成員名簿(平成25年4月1日現在)**

＜構成＞

委員20名(市民委員12名、行政職員8名)

進行役1名

(委員:市民委員)

	分野	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	松村 豊大	徳島文理大学総合政策学部 教授	会長
2	地域コミュニティ	露口 玲子	八万中央コミュニティ推進協議会 会長	
3	NPO	岩見 宏康	徳島市 eco リーダー会 会長	
4	NPO	黒崎 好夫	川をきれいに志隊 会長	
5	NPO	黒田 忠良	とくしま観光ガイドボランティア会 副会長	
6	NPO	細束 真由美	NPO 法人阿波グローバルネット 事務局長	副会長
7	民間事業者	藍原 理津子	地域情報サイト運営事業者 代表取締役	
8	民間事業者	岩野 倫子	(公財)徳島経済研究所 主任研究員	
9	中間支援組織	岸田 侑	徳島市市民活力開発センター マネージャー	
10	公募市民	橋本 寿夫		
11	公募市民	矢部 佐和子		
12	公募市民	山本 博章		

(委員:行政職員)

	部局	氏名	所属等	備考
1	企画政策局	阿部 知彦	企画政策課 主事	
2	総務部	湯浅 正敬	行財政経営課 係長	
3	財政部	久米 隆仁	財政課 係長	
4	市民環境部	榊藤 敏子	環境保全課 係長	
5	市民環境部	加藤 智賀子	文化振興課 主事	
6	保健福祉部	植松 秀俊	保健福祉政策課 担当課長補佐	
7	都市整備部	稲木 進	公園緑地課 課長補佐	
8	危機管理監	米沢 伸治	危機管理課 係長	

(進行役)

	分野	氏名	所属等	備考
1	進行役	喜多 順三	NPO法人コモンズ 代表理事	